



山形県公報

平成17年3月1日(火)
第1622号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                                         |                      |
|---------------------------------------------------------|----------------------|
| 土地改良区の定款変更の認可.....                                      | (村山総合支庁農村計画課) ...171 |
| 土地改良区の役員の退任の届出.....                                     | (置賜総合支庁農村計画課) ... 同  |
| 土地改良区の定款変更の認可.....                                      | (庄内総合支庁農村計画課) ...172 |
| 土地区画整理組合の理事の就任の届出.....                                  | (都市計画課) ... 同        |
| 車両制限令第3条第1項第3号の規定による道路の指定及び同令第10条第1項の<br>規定による通行方法..... | (交通基盤課) ... 同        |
| 河川区域の変更等による廃川敷地等.....                                   | (河川砂防課) ...173       |

### 選挙管理委員会関係

### 告 示

昭和53年12月選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部改正..... 同

### 公 告

|                        |                |
|------------------------|----------------|
| 平成17年度前期技能検定の実施.....   | (雇用労政課) ...174 |
| 平成17年度随時実施技能検定の実施..... | ( 同 ) ...178   |

## 告 示

### 山形県告示第161号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成17年3月1日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名 称  
山形市沼の辺土地改良区
- 2 事務所の所在地  
山形市山家町二丁目4番48号
- 3 認可年月日  
平成17年2月22日

### 山形県告示第162号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、井の下土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成17年3月1日

山形県知事 齋 藤 弘

|          |      |                  |
|----------|------|------------------|
| 理事及び監事の別 | 氏名   | 住所               |
| 理事       | 小関 正 | 西置賜郡小国町大字増岡270番地 |

山形県告示第163号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成17年3月1日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
最上川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
東田川郡余目町大字余目字上梵天塚15
- 3 認可年月日  
平成17年2月1日

山形県告示第164号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定により、東根市神町北部土地区画整理組合から、次の者が理事に就任した旨の届出があった。

平成17年3月1日

山形県知事 齋 藤 弘

| 住所              | 氏名     |
|-----------------|--------|
| 東根市神町北一丁目1番8号   | 遠藤 庄太  |
| 東根市大字若木6032番地   | 奥津 清   |
| 東根市神町中央一丁目9番22号 | 須藤 隆   |
| 東根市神町中央一丁目13番8号 | 高橋 浅十  |
| 東根市神町中央二丁目9番6号  | 武田 忠   |
| 東根市神町西四丁目1番5号   | 武田 良一  |
| 東根市大字若木6056番地の6 | 東海林 松雄 |
| 東根市神町中央一丁目3番10号 | 平山 桑次  |
| 東根市神町中央二丁目9番2号  | 横尾 良一  |
| 東根市神町東二丁目1番13号  | 渡邊 仁志  |

山形県告示第165号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

なお、関係図面は、土木部交通基盤課において平成17年3月1日から同月14日まで縦覧に供する。

平成17年3月1日

山形県知事 齋 藤 弘

1 指定する道路の路線名及び区間

| 路線名            | 指定する区間    |           |
|----------------|-----------|-----------|
|                | 起点        | 終点        |
| 主要地方道山形山寺線     | 山形市浜崎8番   | 山形市浜崎11番1 |
| 一般県道北山形停車場大野目線 | 山形市浜崎86番4 | 山形市浜崎8番   |

2 指定する期日 平成17年4月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.25メートル以上・縦寸法0.13メートル以上又は横寸法0.13メートル以上・縦寸法0.25メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

山形県告示第166号

河川区域の変更等により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、関係図面は、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部北村山総務建築課において縦覧に供する。

平成17年3月1日

山形県知事 齋 藤 弘

1 河川の名称

一級河川最上川水系五十沢川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成17年2月22日

3 廃川敷地等の位置

上流 北村山郡大石田町大字今宿字ドフテ807-1地先から

下流 北村山郡大石田町大字今宿字ドフテ805-1地先まで

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 1,486.19㎡

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第38号

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部を次のように改正する。

平成17年3月1日

山形県選挙管理委員会 委員長 熊谷 誠

1 病院の項の表中

|               |                      |   |
|---------------|----------------------|---|
| 協立リハビリテーション病院 | " 榎引町大字上山添字神明前<br>38 | を |
|---------------|----------------------|---|

|                |                      |       |
|----------------|----------------------|-------|
| 協立リハビリテーション病院  | " 榎引町大字上山添字神明前<br>38 | に改める。 |
| 医療法人社団愛陽会 三川病院 | " 三川町大字横山字堤39番       |       |

# 公 告

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項及び第4項並びに職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号)第3条の規定により、同法第44条第1項の規定による平成17年度前期実施技能検定を山形県職業能力開発協会が次のとおり実施する。

平成17年3月1日

山形県知事 齋藤 弘

1 技能検定の実施職種

(1) 1級及び2級

| 検 定 職 種       | 検 定 作 業                     |
|---------------|-----------------------------|
| 園 芸 装 飾       | 室 内 園 芸 装 飾 作 業             |
| 造 園           | 造 園 工 事 作 業                 |
| 鑄 造           | 鑄 鉄 鑄 物 鑄 造 作 業             |
| 金 属 熱 処 理     | 一 般 熱 処 理 作 業               |
|               | 浸 炭 ・ 浸 炭 窒 化 ・ 窒 化 処 理 作 業 |
|               | 高 周 波 ・ 炎 熱 処 理 作 業         |
| 機 械 加 工       | 普 通 旋 盤 作 業                 |
|               | フ ラ イ ス 盤 作 業               |
|               | 平 面 研 削 盤 作 業               |
|               | 円 筒 研 削 盤 作 業               |
|               | ホ ブ 盤 作 業                   |
|               | 数 値 制 御 旋 盤 作 業             |
|               | 数 値 制 御 フ ラ イ ス 盤 作 業       |
|               | マ シ ニ ン グ セ ン タ 作 業         |
| 放 電 加 工       | 形 彫 り 放 電 加 工 作 業           |
|               | 数 値 制 御 形 彫 り 放 電 加 工 作 業   |
|               | ワ イ ヤ 放 電 加 工 作 業           |
| 金 属 プ レ ス 加 工 | 金 属 プ レ ス 作 業               |
| 鉄 工           | 構 造 物 鉄 工 作 業               |

|                 |                               |
|-----------------|-------------------------------|
| 建 築 板 金         | 内 外 装 板 金 作 業                 |
|                 | ダ ク ト 板 金 作 業                 |
| 仕 上 げ           | 治 工 具 仕 上 げ 作 業               |
|                 | 金 型 仕 上 げ 作 業                 |
|                 | 機 械 組 立 仕 上 げ 作 業             |
| 切 削 工 具 研 削     | 工 作 機 械 用 切 削 工 具 研 削 作 業     |
| ダ イ カ ス ト       | コ ー ル ド チ ャ ン バ ダ イ カ ス ト 作 業 |
| 電 子 機 器 組 立 て   | 電 子 機 器 組 立 て 作 業             |
| 電 気 機 器 組 立 て   | 配 電 盤 ・ 制 御 盤 組 立 て 作 業       |
| 産 業 車 両 整 備     | 産 業 車 両 整 備 作 業               |
| 光 学 機 器 製 造     | 光 学 ガ ラ ス 研 磨 作 業             |
| 建 設 機 械 整 備     | 建 設 機 械 整 備 作 業               |
| 家 具 製 作         | 家 具 手 加 工 作 業                 |
| 建 具 製 作         | 木 製 建 具 手 加 工 作 業             |
|                 | 木 製 建 具 機 械 加 工 作 業           |
| 印 刷             | オ フ セ ッ ト 印 刷 作 業             |
| プ ラ ス チ ッ ク 成 形 | 射 出 成 形 作 業                   |
| 石 材 施 工         | 石 張 り 作 業                     |
| と び             | と び 作 業                       |
| 左 官             | 左 官 作 業                       |
| タ イ ル 張 り       | タ イ ル 張 り 作 業                 |
| 畳 製 作           | 畳 製 作 作 業                     |
| 防 水 施 工         | ウ レ タ ン ゴ ム 系 塗 膜 防 水 工 事 作 業 |
|                 | ア ク リ ル ゴ ム 系 塗 膜 防 水 工 事 作 業 |
|                 | セ メ ン ト 系 防 水 工 事 作 業         |

|         |                 |
|---------|-----------------|
|         | シーリング防水工事作業     |
|         | F R P 防水工事作業    |
| 内装仕上げ施工 | プラスチック系床仕上げ工事作業 |
|         | カーペット系床仕上げ工事作業  |
|         | 鋼製下地工事作業        |
|         | ボード仕上げ工事作業      |
| 熱絶縁施工   | 保温保冷工事作業        |
| サッシ施工   | ビル用サッシ施工作業      |
| 表装      | 表具作業            |
|         | 壁装作業            |
| 塗装      | 建築塗装作業          |
|         | 金属塗装作業          |
| 広告美術仕上げ | 広告面ペイント仕上げ作業    |
|         | 広告面粘着シート仕上げ作業   |
| フラワー装飾  | フラワー装飾作業        |

(2) 3級

| 検 定 職 種 | 検 定 作 業        |
|---------|----------------|
| 園芸装飾    | 室内園芸装飾作業       |
| 造園      | 造園工事作業         |
| 金属熱処理   | 一般熱処理作業        |
|         | 浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業 |
|         | 高周波・炎熱処理作業     |
| 機械加工    | 普通旋盤作業         |
|         | フライス盤作業        |
|         | 平面研削盤作業        |

|               |                               |
|---------------|-------------------------------|
|               | 数 値 制 御 旋 盤 作 業               |
|               | マ シ ニ ン グ セ ン タ 作 業           |
| 仕 上 げ         | 機 械 組 立 仕 上 げ 作 業             |
| 機 械 保 全       | 機 械 系 保 全 作 業                 |
|               | 電 気 系 保 全 作 業                 |
| 電 子 機 器 組 立 て | 電 子 機 器 組 立 て 作 業             |
| と び           | と び 作 業                       |
| 内 装 仕 上 げ 施 工 | プ ラ ス チ ッ ク 系 床 仕 上 げ 工 事 作 業 |
|               | カ ー ペ ッ ト 系 床 仕 上 げ 工 事 作 業   |
|               | 鋼 製 下 地 工 事 作 業               |
|               | ボ ー ド 仕 上 げ 工 事 作 業           |
| 広 告 美 術 仕 上 げ | 広 告 面 粘 着 シ ー ト 仕 上 げ 作 業     |
| フ ラ ワ ー 装 飾   | フ ラ ワ ー 装 飾 作 業               |

(3) 単一等級

| 検 定 職 種     | 検 定 作 業                           |
|-------------|-----------------------------------|
| 路 面 標 示 施 工 | 溶 融 ペ イ ン ト ハ ン ド マ ー カ ー 工 事 作 業 |
|             | 加 熱 ペ イ ン ト マ シ ン マ ー カ ー 工 事 作 業 |

2 技能検定試験手数料

(1) 実技試験手数料

平成12年3月県告示第303号(実技試験に係る技能検定手数料の額)に定める額

(2) 学科試験手数料 3,100円

3 技能検定の期日及び場所

| 区 分     | 期 日                                                                            | 場 所                |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 実 技 試 験 | 平成17年6月13日(月)から同年9月11日(日)までの間<br>において山形県職業能力開発協会が指定する日                         | 山形県職業能力開発協会が指定する場所 |
| 学 科 試 験 | 平成17年7月31日(日)<br>3級<br>園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、とび、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ、フラワー装飾 |                    |

|                                                                                                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成17年8月21日(日)<br>1級及び2級<br>造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、光学機器製造、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工、塗装<br>3級<br>金属熱処理     |
| 平成17年8月28日(日)<br>1級及び2級<br>園芸装飾、機械加工、鉄工、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ       |
| 平成17年9月4日(日)<br>1級及び2級<br>鋳造、放電加工、建築板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾<br>単一等級<br>路面標示施工 |

#### 4 受検手続

技能検定受検申請書を平成17年4月4日(月)から同月15日(金)までの間に山形市松栄二丁目2番1号山形県職業能力開発協会に提出すること。

#### 5 その他

詳細については、商工労働観光部雇用労政課(電話023(630)2389)又は山形県職業能力開発協会(電話023(644)8562)に問い合わせること。

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項及び第4項並びに職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号)第3条の規定により、同法第44条第1項の規定による平成17年度随時実施技能検定を山形県職業能力開発協会が次のとおり実施する。

平成17年3月1日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 1 技能検定の実施職種

##### (1) 3級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全(機械系保全に係るものに限る。)、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装、工業包装

##### (2) 基礎1級及び基礎2級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装、工業包装

#### 2 技能検定試験手数料



## (1) 実技試験手数料

平成12年3月県告示第303号(実技試験に係る技能検定手数料の額)に定める額

## (2) 学科試験手数料 3,100円

## 3 技能検定の期日及び場所

| 区 分     | 期 日               | 場 所                |
|---------|-------------------|--------------------|
| 実 技 試 験 | 山形県職業能力開発協会が指定する日 | 山形県職業能力開発協会が指定する場所 |
| 学 科 試 験 | 同 上               | 同 上                |

## 4 受検手続

## (1) 技能検定受検申請書の提出先

山形市松栄二丁目2番1号 山形県職業能力開発協会

## (2) 技能検定受検申請書の受付期間

山形県職業能力開発協会において随時受け付ける。

## 5 その他

詳細については、商工労働観光部雇用労政課(電話023(630)2389)又は山形県職業能力開発協会(電話023(644)8562)に問い合わせること。

平成17年3月1日印刷  
平成17年3月1日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056